

労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について

厚生労働省より、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第90号）、「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件の一部を改正する件」（令和7年厚生労働省告示第247号）及び「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件」（技術上の指針公示第27号）が令和7年9月19日に公布・告示・公示され、同日施行・適用されましたのでお知らせします。

記

- 今回改正の要点（詳細は以下の「関連通達（都道府県労働局長あて）」を参照）
令和7年改正省令における則別表第2のステアリン酸ナトリウム及びりん酸トリフェニルの削除に係る規定（令和9年4月1日施行）を削るとともに、改めて当該削除に係る規定を設けることにより、同規定を公布日（令和7年9月19日）に施行することとしたもの。
また、当該ラベル・SDS対象物質が削除となることから、改正告示及び改正指針により、所要の改正を行ったもの。
- 関連通達（都道府県労働局長あて）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001566359.pdf>
- 関連法令
 - ・ 労働安全衛生規則の一部を改正する省令新旧対照表
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001566310.pdf>
 - ・ 労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件の一部を改正する件
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001566324.pdf>
 - ・ 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針
新旧対照表
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001566351.pdf>